

## 香港の就労ビザの保証人変更の手続きと費用

就労ビザを持って香港で就労する者は、転勤しようとする場合、まず書面で香港入国事務所に通知し、ビザ保証人変更の許可を取得する必要があります。当該申請は、新しい仕事に従事する前に入国事務所の同意が取得されなければなりません。

当該申請の手続きは就労ビザの再申請の手続きと類似しており、業界又は分野が同じの場合、申請資格がほとんど変わらないため、承認がより簡単です。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.  
Menara Teguh Alila Bangsar  
58 Jalan Ang Seng  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 17 672 0203

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 申請の流れと費用

当事務所は代理してビザ保証人変更を申請するサービス費用が1人あたり9,980香港ドルです。会社向けの費用について、啓源の移民コンサルタントまでお問い合わせください ([info@kaizenvis.com](mailto:info@kaizenvis.com))。

当事務所のサービスは以下の通りです。

- (1) ビザ保証人変更の申請についての助言
- (2) ビザ保証人変更に必要な書類の準備支援
- (3) 申請者と雇用主の申請書類の審査
- (4) 授權書及び申請ビザフォームの作成
- (5) 香港入国事務所への申請書類提出
- (6) 申請についての香港入国事務所との連絡
- (7) 申請者への進捗状況の定期報告
- (8) クライアント様への就労ビザ郵送

**備考:** 上述の費用には政府への費用が含まれますが、郵便料、公証料、翻訳料(ある場合)等が含まれません。

## 2. 申請資格

ビザ保証人を変更するためには、以下の各項に該当する必要があります。

- (1) 申請者は香港にいます。
- (2) 申請者は、優れた学歴(通常、関連する分野の学士号)を持っています。特定の場合は、良好な技術資格、証明された専門スキル及び書面で証明できる関連する経験や成果を持っていることも承認されます。
- (3) 申請者の退職した会社の退職証明書(申請者の最終入社日を示す)があります。
- (4) 新しい雇用主は、確実に空いているポストがあります。
- (5) 申請者の専門スキル又は学歴は、新しい雇用主が空席を埋めるために必要なスキルや学歴と一致します(専門家の場合のみ)。
- (6) 申請者が雇用主から取得する賃金報酬(給与、宿泊手当、医療手当、福利厚生費を含む)は香港地元の労働市場にふさわしいです。

香港入国事務所は、予告なくいつでも上述の申請資格を変更する可能性があります。詳細については啓源の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

### 3. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

### 4. 申請所要時間

一般的に、申請書類を受け取った日から計算し、香港入国事務所がビザ保証人変更申請を処理する時間は 4~6 週間です。入国事務所は提出された書類の有効性を審査します。書類補足が要される場合には、審査時間が延長されます。

申請が承認された後、入国事務所は入国許可書 (Entry Permit) を発行します。当該ビザは、申請者本人又はその指定された代理人は自ら入国事務所で入国許可書を発受領する必要があります。申請が拒否された場合、申請者は入国事務所に上訴を提出することができます。

### 5. 必要書類

ビザ保証人を変更するためには、以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 個人情報、発行日、有効期間、再入国に関する内容(適用する場合)を含む、有効期間内の渡航文書写し
- (2) 香港 ID 身分証及びビザの写し
- (3) 記入済みフォーム ID91
- (4) 申請者の香港 ID カードの番号・パスポート番号、役職名、最終入社日が明記される退職証明書の写し
- (5) 記入済みフォーム ID990B
- (6) 新しい雇用主の商業登記証、会社設立証明書の写し
- (7) 職位、給与報酬、福利厚生を含む、申請者と新しい雇用主と締結した雇用契約書
- (8) 職位の役割を詳細に説明する書類
- (9) 申請者の学歴証明書、専門スキルを証明する書類、職歴証明書
- (10) 現地の労働者がそのポストにふさわしくない理由を説明する、雇用主より発行された書類

申請書類は中国語又は英語で表記されなければなりません。さもないと、認可された翻訳機関によって作成された中国語訳本又は英語訳本が必要です。詳細な書類リストは、当事務所が作成した「香港 - ビザ保証人変更書類リスト」を参照し、又は啓源の移民コンサルタントまでお問い合わせください([info@kaizenvis.com](mailto:info@kaizenvis.com))。香港入国事務所は、必要な場合に申請者又は会社にさらなる証明書類を提出させる権利を留保することにご注意ください。

## 6. ビザの有効期間

申請者の就労ビザの有効期間が6ヶ月未満の場合、香港入国事務所は、ビザ保証人変更申請を承認しながらそのビザの有効期間を3年間延長します。

香港の就労ビザ・許可の保有者は、有効期間満了日前4週間に滞在期間の延長申請を提出することができます。当該ビザ申請は、申請者が依然として関連するビザプログラムの申請資格に該当する場合にのみ検討されます。申請が承認された場合、延長された滞在期間は通常、3-3年のモデルに基づき承認され、又は雇用契約書の有効期間によって決定されます(いずれの短い方)。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)